

電力小売供給約款【低圧】（テラスネオでんき） 別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合における(2)および(3)の検針日は、計量日と読み替えて適用します。

2. 電源調達調整費

(1) 電源調達調整費の算定

電源調達調整費は、電源調達調整単価に使用電力量を乗じた額といたします。なお、電源調達調整単価は、下記(2)の方法により算定するものとし、下記(2)ハの場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金から差し引くものとし、下記(2)ニ、ホの場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金に加えるものとし、以下、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域を電力エリアといたします。

(2) 電源調達調整単価

各電力エリアにおける電源調達調整単価は、以下のイに定めるエリアプライス平均値およびロに定める託送損失率に基づいて、以下のハ、ニまたはホのとおり算出され、へのとおり適用されるものとし、

イ. エリアプライス平均値

エリアプライス平均値とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日から当月末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値に消費税等相当額を加算した値を指し、小数点第3位を四捨五入いたします。

電力エリア	対象となるエリアプライス（税込）
北海道電力ネットワーク	北海道エリア エリアプライス
東北電力ネットワーク	東北エリア エリアプライス
東京電力パワーグリッド	東京エリア エリアプライス
中部電力パワーグリッド	中部エリア エリアプライス
北陸電力送配電	北陸エリア エリアプライス
関西電力送配電	関西エリア エリアプライス
中国電力ネットワーク	中国エリア エリアプライス
四国電力送配電	四国エリア エリアプライス
九州電力送配電	九州エリア エリアプライス

ロ. 託送損失率

託送損失率とは、各電力エリアで供給を行う一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、各一般送配電事業者の定める託送供給等約款に定める損失率が改定された場合、託送損失率は、それにあわせて変更されるものとし、

ハ. (還元) 電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α を下回る場合、電源調達調整単価は、「(還元) 電源調達調整単価」といい、以下の算式のとおりとします。

(還元) 電源調達調整単価

$$= [(\text{調整基準価格 } \alpha - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}) - \{\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} \div (1 - \text{託送損失率}) - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}\}]$$

ニ. (請求) 電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 β を上回る場合、電源調達調整単価は、「(請求) 電源調達調整単価A」といい、以下の算式のとおりとします。

(請求) 電源調達調整単価A

$$= [(\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} - \text{調整基準価格 } \beta) + \{\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} \div (1 - \text{託送損失率}) - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}\}]$$

ホ. (請求) ハまたはニ以外の場合の電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α 以上かつ調整基準価格 β 以下となる場合の電源調達調整単価は、「(請求) 電源調達調整単価B」といい、以下の算式のとおりとします。

(請求) 電源調達調整単価B

$$= \{\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} \div (1 - \text{託送損失率}) - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}\}$$

【調整基準価格表】

調整基準価格 α および調整基準価格 β は次のとおりといたします。

電力エリア	調整基準価格 α	調整基準価格 β
北海道電力ネットワーク	9.39 円	10.39 円
東北電力ネットワーク	9.35 円	10.35 円
東京電力パワーグリッド	10.42 円	11.42 円
中部電力パワーグリッド	9.27 円	10.27 円
北陸電力送配電	7.84 円	8.84 円
関西電力送配電	7.74 円	8.74 円

中国電力ネットワーク	7.67 円	8.67 円
四国電力送配電	7.51 円	8.51 円
九州電力送配電	7.03 円	8.03 円

へ. 電源調達調整単価の適用

以下に定義する算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された電源調達調整単価を、以下に定義する適用期間の使用電力量に適用いたします。

算定期間	適用期間
毎年1月1日から1月末日までの期間	その年の1月の検針日から2月の検針日前日までの期間
毎年2月1日から2月末日までの期間	その年の2月の検針日から3月の検針日前日までの期間
毎年3月1日から3月末日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間
毎年4月1日から4月末日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日前日までの期間
毎年5月1日から5月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間
毎年6月1日から6月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間
毎年7月1日から7月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間
毎年8月1日から8月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間
毎年9月1日から9月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間
毎年10月1日から10月末日までの期間	10月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年11月1日から11月末日までの期間	11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年12月1日から12月末日までの期間	12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間

3. 適用範囲

従量電灯および低圧動力の適用範囲、その他の条件は、次のとおりとなります。

＜従量電灯＞

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	エリア名	適用範囲
テラスネオ北海道 プラス 従量電灯 B	北海道電力ネットワーク	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
テラスネオ東北 プラス 従量電灯 B	東北電力ネットワーク	
テラスネオ東京 プラス 従量電灯 B	東京電力パワーグリッド	
テラスネオ中部 プラス 従量電灯 B	中部電力パワーグリッド	
テラスネオ北陸 プラス 従量電灯 B	北陸電力送配電	
テラスネオ関西 プラス 従量電灯 A	関西電力送配電	最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
テラスネオ中国 プラス 従量電灯 A	中国電力ネットワーク	
テラスネオ四国 プラス 従量電灯 A	四国電力送配電	
テラスネオ九州 プラス 従量電灯 B	九州電力送配電	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
テラスネオ北海道 プラス 従量電灯 C	北海道電力ネットワーク	契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
テラスネオ東北 プラス 従量電灯 C	東北電力ネットワーク	
テラスネオ東京 プラス 従量電灯 C	東京電力パワーグリッド	
テラスネオ中部 プラス 従量電灯 C	中部電力パワーグリッド	
テラスネオ北陸 プラス 従量電灯 C	北陸電力送配電	
テラスネオ関西 プラス 従量電灯 B	関西電力送配電	
テラスネオ中国 プラス 従量電灯 B	中国電力ネットワーク	
テラスネオ四国 プラス 従量電灯 B	四国電力送配電	
テラスネオ九州 プラス 従量電灯 C	九州電力送配電	

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとします。また、周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50 ヘルツ中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電および九州電力送配電管内：60 ヘルツ（ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ）ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量、契約電流、契約容量

項目	エリア名	内容
最大需要容量 （使用する最大容量をいいます。）	関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電	イ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
契約電流	北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、九州電力送配電	契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則としてお客さまの申出によって定めます。
契約容量	全エリア共通	契約容量は、6 キロボルトアンペアから 49 キロボルトアンペアの整数値で、原則としてお客さまの申出によって定めます。

※引越に伴う申込みにより、お客様の申出によって定められない契約電流、契約容量は、電力広域的運営推進機関の設備情報に記載されている情報により決定されます。

※お客様の申出によって定められた契約電流、契約容量は、電力広域的運営推進機関の設備情報を確認の上、変更することがあります。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1 需要場所において低圧動力とあわせてご契約する場合の注意事項

1 需要場所において従量電灯と低圧動力をあわせて契約する場合は、最大需要容量

(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)、契約電流 (この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)、または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であることとします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、当該合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

<低圧動力>

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	エリア名	適用範囲
テラスネオ北海道 プラス 低圧電力	北海道電力ネットワーク	契約電力が原則として50 キロワット未満であること。
テラスネオ東北 プラス 低圧電力	東北電力ネットワーク	
テラスネオ東京 プラス 低圧電力	東京電力パワーグリッド	
テラスネオ中部 プラス 低圧電力	中部電力パワーグリッド	
テラスネオ北陸 プラス 低圧電力	北陸電力送配電	
テラスネオ関西 プラス 低圧電力	関西電力送配電	
テラスネオ中国 プラス 低圧電力	中国電力ネットワーク	
テラスネオ四国 プラス 低圧電力	四国電力送配電	
テラスネオ九州 プラス 低圧電力	九州電力送配電	

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200 ボルトとします。また、周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50 ヘルツ中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電および九州電力送配電管内：60 ヘルツ（ただし、長野県の一部は50 ヘルツ）ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交

流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、0.5キロワットから49キロワットの値で、原則としてお客さまのお申出によって定めます。ただし、「ネオ電子ブレーカー特約」については、契約主開閉器の定格電流にもとづき、7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、お客様の申出によって定められた契約電力は、電力広域的運営推進機関の設備情報を確認の上、変更することがあります。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1 需要場所において従量電灯とあわせてご契約される場合の注意事項

＜従量電灯＞(5)（1 需要場所において低圧動力とあわせてご契約する場合の注意事項）に記載のとおりとします。

4. 契約種別と料金単価

契約種別と料金単価（消費税等相当額込）は、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域（以下「エリア」といいます。）によって次のとおりとなります。

(1) 北海道電力ネットワークエリア

＜従量電灯＞

イ. テラスネオ北海道 プラス 従量電灯 B（契約電流 60A まで）

基本料金	1 契約につき	10A 契約	400 円
		15A 契約	600 円
		20A 契約	800 円
		30A 契約	950.00 円
		40A 契約	1,200.00 円
		50A 契約	1,400.00 円
		60A 契約	1,650.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	25.02 円
	120kWh 超過 280kWh まで	1kWh あたり	28.17 円
	280kWh 超過	1kWh あたり	29.53 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ロ. テラスネオ北海道 プラス 従量電灯 C (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満)

基本料金		1kVA あたり	300.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	25.02 円
	120kWh 超過 280kWh まで	1kWh あたり	28.17 円
	280kWh 超過	1kWh あたり	29.53 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

< 低圧動力 >

ハ. テラスネオ北海道 プラス 低圧電力 (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	1,000.00 円
電力量料金	1kWh につき	17.51 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ニ. テラスネオ北海道 プラス 低圧電力 (ネオ電子ブレーカー割引特約) (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	700.00 円
電力量料金	1kWh につき	17.51 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(2) 東北電力ネットワークエリア

イ. テラスネオ東北 プラス 従量電灯 B (契約電流 60A まで)

基本料金	1 契約につき	10A 契約	350.00 円
		15A 契約	525.00 円
		20A 契約	700.00 円
		30A 契約	700.00 円
		40A 契約	950.00 円
		50A 契約	1,150.00 円
		60A 契約	1,300.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.32 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.20 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	26.67 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ. テラスネオ東北 プラス 従量電灯C（契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満）

基本料金		1kVA あたり	240.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.32 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.20 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	26.67 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

<低圧動力>

ハ. テラスネオ東北 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kW あたり	1,000.00 円
電力量料金	1kWh につき	20.37 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ニ. テラスネオ東北 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kW あたり	750.00 円
電力量料金	1kWh につき	20.37 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(3) 東京電力パワーグリッドエリア

イ. テラスネオ東京 プラス 従量電灯B（契約電流 60A まで）

基本料金	1 契約につき	10A 契約	300.00 円
		15A 契約	450.00 円
		20A 契約	600.00 円
		30A 契約	650.00 円
		40A 契約	900.00 円
		50A 契約	1,100.00 円
		60A 契約	1,250.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.17 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.47 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	26.52 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ロ. テラスネオ東京 プラス 従量電灯 C (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満)

基本料金		1kVA あたり	250.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.17 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.47 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	26.52 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

<低圧動力>

ハ. テラスネオ東京 プラス 低圧電力 (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	1,050.00 円
電力量料金	1kWh につき	18.11 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ニ. テラスネオ東京 プラス 低圧電力 (ネオ電子ブレーカー割引特約) (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	750.00 円
電力量料金	1kWh につき	18.11 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(4) 中部電力パワーグリッドエリア

イ. テラスネオ中部 プラス 従量電灯 B (契約電流 60A まで)

基本料金	1 契約につき	10A 契約	300.00 円
		15A 契約	450.00 円
		20A 契約	550.00 円
		30A 契約	550.00 円
		40A 契約	850.00 円
		50A 契約	1,000.00 円
		60A 契約	1,150.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	19.59 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	21.82 円

	300kWh 超過	1kWh あたり	23.30 円
--	-----------	----------	---------

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ロ. テラスネオ中部 プラス 従量電灯 C (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満)

基本料金		1kVA あたり	250.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	19.59 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	21.32 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	22.55 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

<低圧動力>

ハ. テラスネオ中部 プラス 低圧電力 (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	900.00 円
電力量料金	1kWh につき	17.69 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ニ. テラスネオ中部 プラス 低圧電力 (ネオ電子ブレーカー割引特約) (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	650.00 円
電力量料金	1kWh につき	17.69 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(5) 北陸電力送配電エリア

イ. テラスネオ北陸 プラス 従量電灯 B (契約電流 60A まで)

基本料金	1 契約につき	10A 契約	300.00 円
		15A 契約	450.00 円
		20A 契約	600.00 円
		30A 契約	800.00 円
		40A 契約	1,100.00 円
		50A 契約	1,250.00 円
		60A 契約	1,450.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	19.13 円

	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	23.07 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	23.43 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ. テラスネオ北陸 プラス 従量電灯 C (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満)

基本料金		1kVA あたり	260.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	19.13 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	23.07 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	23.43 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

< 低圧動力 >

ハ. テラスネオ北陸 プラス 低圧電力 (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	900.00 円
電力量料金	1kWh につき	16.01 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ニ. テラスネオ北陸 プラス 低圧電力 (ネオ電子ブレーカー割引特約) (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	700.00 円
電力量料金	1kWh につき	16.01 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(6) 関西電力送配電エリア

イ. テラスネオ関西 プラス 従量電灯 A (最大需要容量が 6kVA 未満)

基本料金		1 契約につき	350.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	17.26 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	19.89 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	21.63 円

ロ. テラスネオ関西 プラス 従量電灯 B (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満)

基本料金	1kVA あたり	200.00 円
------	----------	----------

電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	18.24 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	18.59 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	19.09 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

<低圧動力>

ハ. テラスネオ関西 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kW あたり	800.00 円
電力量料金	1kWh につき	14.93 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ニ. テラスネオ関西 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kW あたり	650.00 円
電力量料金	1kWh につき	14.93 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(7) 中国電力ネットワークエリア

イ. テラスネオ中国 プラス 従量電灯 A（最大需要容量が 6kVA 未満）

基本料金		1 契約につき	400.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.11 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	25.45 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	27.31 円

ロ. テラスネオ中国 プラス 従量電灯 B（契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満）

基本料金		1kVA あたり	200.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	21.76 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	23.81 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	25.54 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

<低圧動力>

ハ. テラスネオ中国プラス(低圧電力) (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	900.00 円
電力量料金	1kWh につき	16.55 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ニ. テラスネオ中国 プラス 低圧電力 (ネオ電子ブレーカー割引特約) (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	750.00 円
電力量料金	1kWh につき	16.55 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(8) 四国電力送配電エリア

イ. テラスネオ四国 プラス 従量電灯 A (最大需要容量が 6kVA 未満)

基本料金		1 契約につき	400.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.37 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	25.18 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	26.93 円

ロ. テラスネオ四国 プラス 従量電灯 B (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満)

基本料金		1kVA あたり	200.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	18.67 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	22.93 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	24.39 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

<低圧動力>

ハ. テラスネオ四国 プラス 低圧電力 (契約電力 50kW 未満)

基本料金	1kW あたり	850.00 円
電力量料金	1kWh につき	17.32 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ニ. テラスネオ四国 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kW あたり	750.00 円
電力量料金	1kWh につき	17.32 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(9) 九州電力送配電エリア

イ. テラスネオ九州 プラス 従量電灯 B（契約電流 60A まで）

基本料金	1 契約につき	10A 契約	300.00 円
		15A 契約	450.00 円
		20A 契約	600.00 円
		30A 契約	600.00 円
		40A 契約	850.00 円
		50A 契約	1,000.00 円
		60A 契約	1,100.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	17.08 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	19.38 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	20.88 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ. テラスネオ九州 プラス 従量電灯 C（契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満）

基本料金		1kVA あたり	240.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	17.08 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	19.38 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	20.88 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

< 低圧動力 >

ハ. テラスネオ九州 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kW あたり	900.00 円
電力量料金	1kWh につき	15.12 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ニ. テラスネオ九州 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力
50kW 未満）

基本料金	1kW あたり	650.00 円
電力量料金	1kWh につき	15.12 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

5. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協議の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

ロ. 前 3 ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 ヶ月間の使用電力量}}{\text{前 3 ヶ月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

取替後の計量器によって計量された使用電力量

____ × 協議の対象となる期間の日数
取替後の計量器によって計量された期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、本約款 39（計量器等の取付け）に準ずるものいたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

100 パーセント+（±誤差率）

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協議いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

6. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ. 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

ロ. 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時 (※)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

(※) 北海道電力ネットワークエリアにおいては、160 キロワット時
なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット(北海道電力ネットワークエリアにおいては、280 キロワット)時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ. 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合における(1)の検針期間は、計量期間と読み替えて適用します。
- (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合における(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7. 契約容量および契約電力の算定方法

上記4(契約種別と料金単価)(1)北海道電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(2)東北電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(3)東京電力パワーグリッドエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(4)中部電力パワーグリッドエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(5)北陸電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(6)関西電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(7)中国電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(8)四国電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(9)九州電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × $1/1,000$
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × $1.732 \times 1/1,000$

8. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額とは、容量市場の運用開始に伴い、小売電気事業者が負担する容量拠出金に相当する金額のことで、当社が定める容量拠出金相当額単価に、使用電力量を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額は、2025 年度（2025 年 4 月検針日以降）の使用分から適用されるものとし、半年ごとに見直しを行うものといたします。単価を見直す場合については、見直した単価を適用するおよそ 1 か月前までには単価を決定し、速やかに本別表を更新するものといたします。

該当年度	容量拠出金相当額単価 円／kWh（税込）
2025年度（2025年4月～2026年3月）	1.35